

凡例

「付録」

鳥山城関係史料

- 1 ここでは、鳥山城に関する史料を蒐集し収録した。
- 2 収録した史料は、戦国時代・豊臣政権期、江戸時代以降、参考資料に分け順次収めた。
- 3 戦国時代・豊臣政権期と江戸時代以降の史料は、原則編年順に配列した。また、史料一点ごとに綱文を付し、適宜読み下し文と補注も入れた。
- 4 史料本文の字体は、一部の固有名詞等を除き常用漢字を用いた。
- 5 史料は、読みやすくするために、本文中に句点・読点・並列点を適宜付した。
- 6 変体仮名は、現行の平仮名に直した。ただし、助詞の「者」<sup>は</sup>、「而」<sup>べ</sup>、「江」<sup>え</sup>、「与」<sup>よ</sup>などは漢字を用いた。
- 7 虫損・欠損により判読不可能な場合は、字数が判断できるものは□□で示し、不明なものは□□□で示した。
- 8 花押は（花押）（花押影）で示した。

## 一 戰國時代・豊田政權期

### 一小山高朝書状（早稻田大学白川文書）

小山高朝、南奥の白川義綱に、佐竹・小田・宇都宮氏が那須政資・高資父子の抗争に際し、政資と結び、高資の拠る烏山城の近辺まで攻めたが、那須氏の屋裏が高資をもり立てていて堅固に持ちこたえている旨報じる。

其以往通途不自由に附面、不能音問候、素意之外候、抑佐竹・小田・宇都宮被談政資、為引汲去月廿一出陣、至于近日者烏山甚近邊へ押詰候、雖然那須屋裏過半高資相守候故、追日堅固之由其聞候然者別而被相談候条、遠近無其隱候、此砌岩城有調談、被披本意候様、被取成候者可然候、高資へ一旦申合候上、吉凶共彼の進退可為同前候、政勝へも始終の義、手堅く閉目申し候。皆川両人の事は申すに及ばず候。しこうして去る十八結城より後詰として、官領蓼沼小屋其の外在々所々打ち散らされ候き。其已後上三川へ數ヶ度行に及ばれ候き。当口よりも去る十四宮中・宿外在々所々被打散候、其已後上三川江數ヶ度被及行候、自當口も去十四宮中・宿際・贊木盡打散候、宇都宮成生城計候上、從其口之御行半延候者、千言万句も不可有其曲候、毎事期後音候、恐々謹言、

（天文八年十一月十八日）  
白川殿  
（白川殿）

（小山）  
高朝（花押）

### 二 詠存大田原書状（大關家文書）

詠存（大田原資清）、白幡城の子大關高増に、高増が烏山城へ登城したことをたたえ、自らも登城する旨報じる。

（白紙）

### 読み下し文

それ以往通途不自由について、音問能わざ候き。素意の外に候。抑佐竹・小田・宇都宮政資に談ぜられ、引汲として去る月二十一出陣す。近日に至りては烏山甚だ近邊へ押し詰められ候き。然りといえども、那須の屋裏過半高資相守り候故、日を追つて堅固の由其の聞え候き。然らば別して相談せられ候条、遠近其の隠れなく候。この砌岩城と調談ありて、本意を披かれ候様取り成され候わば然るべく候。高資へ一旦申し合わせ候上は、吉凶共彼の進退と同前たるべく候。政勝へも始終の義、手堅く閉目申し候。皆川両人の事は申すに及ばず候。しこうして去る十八結城より後詰として、官領蓼沼小屋其の外在々所々打ち散らされ候き。其已後上三川へ數ヶ度行に及ばれ候き。当口よりも去る十四宮中・宿口よりの御行半ば延べ候わば、千言万句も其の曲あるべからず候。毎事後音を期し候。恐々謹言。

〔安政様江大田原備前守様ら之御書〕

猶々めたさかす（申納候）

如仰たんこのめて度いつにもすくれ申候、御たるまき・御さかなにて、め  
て度存候、これよりもわざと進候、鳥山へ御参、目出度存候、なにさま參  
候てめてたさ重々可申候、上さまへもこのよし申上度候、万吉重々可申述  
候、恐々謹言、

端午

〔大田原賀清〕  
詠存（花押）

松野丹波守殿

義昭（花押）

八月廿六日

（水縁四年）

（奥折封ウハ書力）

（墨引）

松野丹波守殿 従太田

（墨引）

一

（奥ウハ書）  
（切封墨引）

白幡へ御返事

備せん  
一

【補注】

本文書、天文十五年頃を中心とした、天文年中半ばから永禄三年以前  
のものか。

〔読み下し文〕

先日入来幸いの間、鳥山へ憑み入れし候いつる処に、則ち打ち越され、  
返書以下相越され候き。一段大悦の至りに候。資胤御別心なき様に候や。  
勿論に候といえども肝要至極に候。書面に露わされ候いし如く、用所も  
候わば、隔意なく申し越すべく候。しかれば其方承る儀等、努力他言之  
あるべからず候条、疑心を聞かれ、珍しき儀候わば、即ち承るべく候。  
藤王殿へ進せし候馬、自愛の由本望此の事に候。恐々謹言。

三 佐竹義昭書状（松野文書）

佐竹義昭、松野丹波守に、鳥山城の那須氏への使者を依頼したところ、  
やってきて返書以下を届けてくれた礼言などを述べる。

先日入來幸之間、鳥山へ憑入候處ニ、則被打越、返書以下被相越候、一段

四 北条氏康書状（東京大学白川文書）

北条氏康、白川晴綱に、佐竹義昭の出陣を知らせ、小田氏治及び鳥山

城の那須資胤と相談した軍事行動を要請する。

如仰未申通候處、預御札候、本望候、於向後者、別可申斷候、抑昭半途  
「被打出候」、此時小田・烏山被平合、一途御行所希候、當口遠境間、氏治、  
(昭和二十一年正月二日)

儀其間之事者、在番賴入候、各令相談、無油斷義專一候、事々口上可有之  
候、謹言、  
(永禄六年)  
霜月廿日

清明，資亂皮卯炎，可為汗要矣。恐女童言

清明  
賈亂坡印談、可為汗要誤、恐之僅言、

晴朝・資亂被仰談、可為肝要候、恐々謹言、  
(永祿六年九月)  
二月十八日 氏康(花押)

白川殿

〔読み下し文〕

仰せの如く未だ申し通せず候處に、御札に預かり候き。本望に候。向後

此の時小田・鳥山と示し合せられ、一途の御行希う所に候。当口は遠境の間、氏治・晴朝・資胤と仰せ断ぜること、肝要たるべく候。恐々

詩  
二

五 佐竹義昭書状（弘前市立図書館所蔵「阿保文書」）

佐竹義昭、小野崎越前守に、鳥山城の那須氏が淨法寺城に軍勢を入れ籠城しているので、来る霜月二十五日に出馬する旨報じる。

追而自石神被人候各へも、急度之旨同意二申遣候、

六 佐竹義重書状写（秋田藩家藏文書）

六  
佐竹義重、赤坂宮内太輔夫に、千本・中妻筋・興野を攻め、昨十一日には烏山宿・根小屋を打ち散らす戦果をあげたことを報じる。

には鳥山宿・根小屋を打ち散らす戦果をあげたことを報じる。

卷之三

急度申遣候、仍而内々今日番替之衆可指越之由、逼塞候処、淨法寺之地へ  
自烏山人衆彼相籠、彼相抱候由候間、來廿五出馬、彼地可及取刷候、乍大

當口在陣懇切之赴，快然之至候，千本一押詰及行候，中妻筋一相動如存候，其上号興野与地一罷越，悉取詰候，昨十一鳥山宿，根小屋無殘打散候，爰兀

落居不可有程候、事々期後音候、恐々謹言。

八月十一日  
（永禄十一年）

赤坂宮内太輔殿

義重（花押影）  
（元龜二年）

鳥山へ

止々齋（花押）  
（元龜二年）

候、薄手者共助合、馬上三騎其外廿余人討取候之間、令大慶候、後刷之節可申入候、大閱方江毎事申越候、恐々謹言。

菊月八日  
（元龜二年）

止々齋（花押）  
（元龜二年）

### 【読み下し文】

当口在陣想切の赴、快然の至りに候。千本へ押し詰める行に及び候。

中妻筋へ相動き存する如くに候き。其の上興野と号する地へ罷り越し、昨十一鳥山宿・根小屋残りなく打ち散らし候き。爰元落居程有るべからず候。事々後音を期し候。恐々謹言。

### 【補注】

本文書は赤坂光康所藏文書である。

### 【読み下し文】

内々申し入るべき由存じ候つる処、遮つて示し預かり候き。今般会面を遂げ直に身血を以て申し合わせ候事、真実に候。本望至極に候。尤もかくの如き上は、資雇・止々齋一期の天下相違し候共、違変之有るべからず候。向後尚細々会面を遂げ、大細腹藏なく申し合わすべく候。仍て義重赤館へ相焼き候き。薄手の者共助け合い、馬上三騎其の外二十餘人討ち取り候つの間、大慶せしめ候。後の刷の節申し入るべく候。大方へ毎事申し越し候。恐々謹言。

### 七 止々齋鑑氏書状（栃木県立博物館所蔵「那須文書」）

（端裏書）  
「元龜二年給了」

### 八 心徹齋道榮（普宗）書状（栃木県立博物館所蔵「那須文書」）

内々可申入之由存候処、遮而示預候。今般逢会面直ニ以身血申合候事、真

実二候、本望至極候、尤如之上者、資雇・止々齋一期天下相違候共、不可

違変有之候、向後尚細々遂会面、大細無腹藏可申合候、仍義重赤館へ相攝

先日聊及御返答候旨趣、御悦喜之段重而貴札、殊更以御使僧条々御懇切蒙

心徹齋道榮（皆川俊宗）、鳥山御館の那須資雇に、蘆名盛氏が白川義親

と之盟約を締結したこと、及び佐竹義重が赤館を攻めたが会津衆の助力で

佐竹氏が敗れたことなどを報じる。

仰候、旁以畏入令存候、然者去五日盛氏・義親(江被)被御對面、盡未來之儀

(日)

被仰堅之由、真美以目出度御簡要至極候、將又義重去七日向赤館被相勤候

入り候。定めて御心得有るべく候。万吉重々恐々謹言。

處、会衆被縣合佐衆數輩被討取、手負無際限被仕出候之上、其夜中敗軍之由、度々御利運、弥以御本望之至候、猶々清兵・千美御内証之透、始中終被申越候之際、愚意をも速彼御方憑入候、定而可有御心得候、万吉重々恐々謹言、

(元龜二年)  
九月廿四日  
(三月廿四日)  
鳥山

心徹齋

(道楽)(花押)

(元龜二年)  
九月廿四日  
(三月廿四日)  
鳥山

御館

### 【読み下し文】

先日聊(いさご)か御返答に及び候つる旨趣、御悦喜の段重ねて貴札、殊更御使僧をもつて条々御懇切に仰せを蒙り候いき。かたがたもつて畏れ入り存ぜしめ候。しかば、去る五日盛氏・義親へ御対面を遂げられ、ことごとく、未来の儀、仰せ堅められるの由、真美もつて目出度御簡要至極候。

(注) 将又義重去る七日赤館に向け相動(あわむ)き候つる處、会衆懸け合われ、佐衆數輩討ち取られ、手負際限なく仕出され候つるの上、其の夜中敗軍の由、急度啓達、仍於御當境目、拙子召仕候者二、有無覺悟仁、慮外申候由、無是非次第候、内々兼日承候者、急与取扱可申候處二、於御当方惡名之衆被除故歟、爰許之惡名之者共、夜中罷除候、然間即刻彼奴原在所悉令放火候、

扱又於此上も、屋形様御立腹相止為可申候条、愚領一村も二村も被揚放火様、御取成畢竟頗入候、如此申達も、累年奉對御当方毛頭不存無沙汰旨趣の通り、始中終申し越され候の際、愚意をも速やかに彼の御方に憑み候、其上結城・中久喜の御事も、御当方御同前ニ奉執候間、有如何様も、

### 【補注】

和歌山県の高野山の塔頭清淨心院に残されている「下野国供養帳」には、天正元年（一五七三）八月十一日付けで追善の日牌供養を依頼した「下野皆川心徹齋之法名」「傑岑文勝居士」の名が記されている。『鹿沼市史』資料編古代・中世所収。「傑岑文勝居士」は皆川氏閥關係諸系図の伝承によれば、皆川俊宗の法名と記されている。このことを考慮すると、心徹齋道楽は皆川俊宗の齋号と言える。

惡逆之者共取扱可申合通塞候、愛岩八幡大井大明神御照覽、偽無之候、恐々謹言、

(第三章)  
祖母信

二月十八日  
(天正六一年頃カ)  
(鳥山)

御堀内

参

### 【読み下し文】

急度啓達す。仍つて御当境目に於いて拙子召し仕い候者に、覺悟なき仁有り。慮外申し候由、是非なき次第に候。内々兼日承り候わば、きつと取り扱い申すべく候處に、御當方に於いて悪名の衆除かる故か。爰許の悪名の者共、夜中罷り除き候。然る間即刻彼の奴原の在所悉く放火せしめ候。さて又此の上に於いても星形様御立腹相止み申べきために候条、愚領一村も二村も放火を揚げる様、御取成畢竟頼み入り候。此の如く申し達すも、累年御當方に対し奉り毛頭無沙汰に存ぜらる旨趣に候。其の上結城・中久喜の御事も、御當方御同前に執り奉り候間、如何様に有るも、惡逆の者共の取り扱い申すべく通塞せしめ候。愛岩八幡大善薩・大明神御照覽。偽りこれ無なく候。恐々謹言。

星形様御立腹相止み申べきために候  
条、愚領一村も二村も放火を揚げる様、御取成畢竟頼み入り候。  
此の如く申し達すも、累年御當方に対し奉り毛頭無沙汰に存ぜらる旨趣に候。

### 【読み下し文】

此の度湯治申すに就き、即ち御使を以つて仰せ出され候き。外聞者は畏れ入り存じ奉る所に候。悉くに相当に致り、明日二十四日出湯致し候。恐れながら御悦喜たるべく候。御洞中の旁、何も御入魂大方ならず候。

壬三月廿三日  
(天正八年)  
(鳥山)

御館

蟠龍齋

全珍(花押)

蟠龍齋全珍詠 柏書狀(瀧田文書)  
蟠龍齋全珍(水谷正村)、烏山城の那須賣胤に、那須洞中の方々が入魂にしてくれることを謝し、佐竹義重が西口に出陣すべく宇都宮に着いた旨述べたことを伝える。

### 一〇 蟠龍齋全珍詠 柏書狀(瀧田文書)

此度就湯治申、即以御使被仰出候、外聞者所畏入奉存候、悉三致相当、明日廿四致出湯候、乍恐可為御悅喜候、御洞中之旁、何も御入魂不大方候、畢竟星形様御威光故候、如何様恐自在所可申達候、特亦義重西口為御調儀、直ニ御着官之由申候、肝要至極存候、御世上之指引、雖無申迄候、晴朝所、御意見、可為御肝要候、西口至于御出馬者、於御陣下万端可申述候、御吉事重々可奉啓上候条、可被得御意候、恐々謹言。

壬三月廿三日  
(天正八年)  
(鳥山)

烏山

畢竟 屋形様の御威光の故に候。如何様恐るべくは在所より申し達す

べく候。尙亦義重西口御調儀のため、直に御着宮の由を申し候き。肝

要至極に存じ候。御世上の指引申すまでもなく候といえども、晴朝

の所へ御意見御肝要たるべく候。西口御出馬に至りては、御陣下に於いて万端申し述べく候。御吉事重々啓上し奉るべく候条、御意を得らるべく候。恐々謹言。

## 二 伊王野資信書状写（合編白河石川文書）

伊王野資信、白川氏に、烏山城で那須氏から「大犯」を申しつけられたことなどを報じる。

急度以使者申達候、仍先度者罷出候處、不始雖申事候、被差置種々様々、御懇切之儀共、不浅喜入奉存候、内々如此之儀、即刻可申達候、於烏山大犯被申付而、若者可罷下之由、内儀被申候間、任其意候、愚之事も、為見物罷下候間、則不及御礼候、誠以覧外無極令存候、余御無沙汰候間、今朝為使者申宣候、巨細尚可申上候条、奉省略候、恐々謹言、

（天正十九年八月十六日）

伊王野

資信（花押影）

## 【読み下し文】

急度使者を以つて申し達し候。仍つて先度は罷り出で候つる處、始めてならず申す事候と雖も、種々様々を差し置かれ、御懇切の儀共、浅からず喜び入り存じ奉り候き。内々此の如き儀、即刻申し達すべく候、烏山に於いて大犯申し付けらるにて、若しくは罷り下るべき由、内儀に申され候つる間、其の意に任せ候。愚の事も、見物のため罷り下り候つる間、則ち御礼に及ばず候き。誠に以つて覚えの外極まりなく存せしめ候。余りに御無沙汰に候つる間、今朝使者をなし申し宣べ候き。巨細尚申し上ぐべく候条、省略し奉り候。恐々謹言。

追つて、御秘藏の御釜にて、御茶下され候つる事、浅からざる次第に候。如何様夏中に罷り出で、御手前憚りながら佗言申すべく候。以上。

## 二 孝山小糸書状案（立石知満氏所蔵文書）

孝山（小山秀綱）、烏山南の那須貢胤に、祇園城が北条方より織田信長の重臣滝川一益の手を経て返還されるとの情報を伝える。

白川江

如承意道々不申通意外迄候、仍羚羊寄思召越給候、好物之上賞賛此事候、

追而、御秘藏之御金三面、御茶被下候事、不浅次第二候、如何様夏中罷出、御手前乍憚性言可申候、以上、

仍祇園去十八瀧川所江自南方被相渡候、爰許江瀧左可被相渡分三候、開召  
可為御満足候、扱亦愚痛氣今櫛与無之候、雖然種々令養性候條、少減  
氣之様三候、御使以下坡指越儀、堅々不可叶候、御吉事重而恐々謹言、

(天正十年)  
五月廿六日

鳥山南江

孝山判

子無二可申合候事、付互之蜜事不可有他言候、并倭人之取成候者、則  
糺明可申事、  
若此義於偽者、

上者梵天帝尺、四大天王、下者堅牢地神、熊野三所大權現、日光三所權現、  
當國鹿嶋大明神、八幡大菩薩、別面愛宕大權現、惣而日本國中大小神祇、  
即可蒙御爵者也、

仍如件、

天正十年六月廿四日

義重(花押)

烏山南

那須殿

### 【読み下し文】

承意の如く遙々申し通せず意外までに候。仍つて鷺羊思し召し寄せ越  
し給わり候き。好物の上賞うじやう既此の事候。仍つて祇園去る十八瀧川の所

へ南方より相渡され候き。爰許あひ江瀧左相渡さるべき分に候。聞こし召  
し御満足たるべく候。扱亦愚痛氣今に櫛くしと之なく候。然りと雖も種々  
養性せしめ候つるの条、少し減氣の様に候。御使以下指越さるる儀、  
堅く堅く叶うべからず候。御吉事重ねて恐々謹言。

### 【読み下し文】

起請文

右意趣は、度々証文を以つて申し合わせ候と雖も、猶向後に於いても此  
の地に於いて、世上浮沈共、資晴御父子へ無二に申し合わすべく候事。  
一三 佐竹義重起請文(大田原市那須与一伝承館寄託金剛寿院文書)  
佐竹義重、那須資晴父子に、世上浮沈共に申し合わせる旨記した起請  
文を送る。

もし此の義偽りに於いては、

上は梵天帝尺、四大天王、下は堅牢地神、熊野三所大權現、日光三所權  
現、當國鹿嶋大明神、八幡大菩薩、別して愛宕大權現、惣して日本國中

起請文

右意趣者、度々以証文雖申合候、猶於向後も於此地、世上浮沈共資晴御父

父

大小神祇、即ち御罰カミタツキを蒙モルるべき者也。

【補注】

本文書は、熊野牛王宝印の裏に書かれている。

り候き。今日五日未明に親しき候者罷り越され候き。其元御様軀により人衆・足輕以下差し越し申すべく候。少しも御隔心なく仰せ付けらるべく候。委しくは太田原三川方に憑み入れ候つるの間、簡略し奉り候。恐々謹言。

一四 茂木治良書状（瀧田文書）

茂木治良、那須資晴に、沢村の地へ出馬なされたと聞いたこと、及び

千本氏への警戒について了承したことなどを報じる。

一五 多賀谷重經書状（那須烏山市所蔵「平野家文書」）  
多賀谷重經、烏山御館に書状を送り、塙谷の地における那須・宇都宮氏間の抗争に危惧している旨報じる。

一四 茂木治良書状（瀧田文書）

昨夜中之御書中則披見仕候、仍沢村被進御馬之由承候、御様子無御心許奉

存候、然者千本用心之儀蒙仰候、今日五日未明三親候者被罷越候、其元依

御様軀、人衆・足輕以下差越可申候、少も無御隔心可被仰付候、委太田原

三川方憑入候間、奉簡略候、恐々謹言、

茂木

治良（花押）

（天正十二年九月五日）

鳥山

御陣所江參

【読み下し文】

昨夜中の御書中則ち披見仕り候き。仍つて沢村に御馬を進めらる由承り候き。御様子御心許なく存じ奉り候。然れば千本への用心の儀仰せを蒙

依無題目、遙々不申達候、本意之外令存候、然者塙谷境目菟角付面、向彼地御出馬之由及承候、就之自宇都宮も被及御防戦之間、一昨日者互に被打向之段及承候、乍恐無御心元奉存候間、使者以申上候、此段可然御披露任入候、恐々謹言、

多賀谷

重經（花押）

（天正十三年三月廿八日）

鳥山

御館

## 【読み下し文】

題目なきにより、遙々申し達せず候き。本意の外に存せしめ候。然らば塩谷の境目苑角に付いて、彼の地に向け御出馬の由承り及び候き。之に就き宇都宮よりも御防戦に及ぼるの間、一昨日は互いに打ち向かわるるの段承り及び候き。恐ながら御心元なく存じ奉り候つるの間、使者を以つて申し上げ候き。此の段然るべき御披露任せ入り候。恐々謹言。

五月八日  
（天正十三年）

蟠龍斎  
（花押）

全珍  
（花押）

### 一六 蟠龍斎全珍 水谷書状（立石知満氏所藏文書）

蟠龍斎全珍（水谷正村）、鳥山城の那須賀晴に、小田原北条方が皆川領から佐野領に陣を移したことや、味方中の一統を望んでいることなどを報じる。

五月之一日之貴札、今日八日参着、具奉披見候、抑去比者、於沢村之御勝利、其魁聊申達候キ、御悦喜之段、節々被露御書面候、且御隔心之至、且存候處、結句態被仰出候、雖不始御事候、畏入奉存候、南衆去六日佐野領へ被移陣候、于今彼口被立馬候由申来候、此上可為如何候哉、太田二も至り官領御出馬、定可被及聞召候、於御様軸者、晴朝可申述候、然者去月十三日重而御勝利、其以後打統度々之御吉事、誠以不及是非候、御本望於

都鄙不可有其隠候、万端南衆被納馬候時分、態可申達候、此上之御事者、先々千万之御闕不足、御味方中御一統奉念願候、晴朝滅亡致眼前候、不御

一代御仕合、殊御当代御事者、御好味三被參候上、去与而者可被御覽し放事無之候、彼等之処、誠雖才覚申事候、御南様至り御当代別而被加御不敏候間、有儘申達候、此等之趣、宜被得御意候、恐々謹言、

鳥山  
（花押）

## 【読み下し文】

五月の二日の貴札、今日八日参着、具に披見し奉り候キ。抑も去んぬる比は、沢村に於いての御勝利、其の魁聊か申し達し候キ。御悦喜の段、節々御書面に露され候キ。且つうは御隔心の至り、且つうは過当の至りに存じ奉り候。内々其れ以往御当口の様軸御心元なく存せしめ候つる處、近日南衆出張皆川に張陳。爰元手透之なきに依り、是非を申し達せず候キ。無沙汰の至り、恐れながら御意元なく存じ候つる處に、結句態と仰せ出され候キ。始めてならざる御事に候といえども、畏れ入り存じ奉り候。南衆去んぬる六日佐野領へ陣を移され候キ。今に彼の口に馬を立てられ候つる由申し來たり候キ。此の上如何たるべく候哉。太田にも官領に至り御出馬。定めて聞こし召し及ばるべく候。御様軸に於いては、晴朝申し述べるべく候。然らば去んぬる月十三日重ねて御勝利、

其れ以後打統く度々の御吉事、誠に以つて是非に及ばず候。御本望都廊に於いて其の隠れ有るべからず候。万端南衆馬を納められ候時分、態と申し達すべく候。此の上の御事は、先々千萬の御不足を聞き、御味方中の

御一統を念願し奉り候。晴朝の滅亡眼の前に致し候。御一代ならざる御仕合わせ、殊に御当代の御事は、御好味に参られ候上、去りとては御覧じ放たるべき事之なく候。彼等のところ、誠に才覚に申す事に候といえども、御南様の御当代に至り、別して御不敏を加えられ候つる間、有りの儘に申し達し候き。此れらの趣、宜しく御意得らるべく候。恐々謹言。

## 一七 「下野国供養帳」第三（高野山清淨心院所藏）

鳥山城の北城殿、高野山清淨心院に、中永妙姉禪定尼の月牌供養を依頼する。

那須鳥山北城殿立之

中永妙姉禪定尼

天正十六 五月十三日

月

右六ヶ所北条陸奥守  
一、河越 大同寺九郎右衛門  
一、おし成田  
一、くらかね  
一、前橋  
一、上野 沼田  
一、箕輪

## 一八 関東八州諸城覺書（毛利家文書）

豊臣秀吉の小田原攻めに際して作成された覺書に鳥山城の名が見える。

（錦裏書）

### 「関東八州城之覺」

#### 関東八州城之覺

一、相州 小田原氏直居城

一、同 田原大藤長門守

一、豆州 菩山光条美濃守

一、相州 油壺北条美濃守

一、豆州 松山光条十郎

一、同 水見

一、同 小山

一、同 江本

一、同、関宿

一、栗橋

一、同、岩つけ

一、武藏 下田笠清水

一、同、滝山

一、伊豆 つく井内藤

一、同、玉綱北条左衛門大夫

一、同、武藏

右六ヶ所北条安房守

同、松田 大同寺孫九郎  
下地、白井原 大炊助

下地、さくら千葉助

常陸、大田城佐竹義重  
同、小田 梶原源太

同、片野 大田三乘齋  
同、野口山城守

同、深川 外嶋  
下地、かから木 薫木駿河守

下地、大だい野坂野形部大夫  
同、二かね高木

常陸、藤沢氏晴

同、土浦菅屋左衛門大夫

同、みな川 皆川山城守  
下地、矢はき小庄五郎

同、とちき  
同、なんま

同、きなまり真田八郎  
同、多びか崎平塚形部大夫

同、柿の賀間壁道無齋  
同、筑葉筑葉為安斎

同、とミ田  
同、壬生

同、かのま

同、外崎菅屋上總守  
同、まくの城

同、符中府中大条  
同、花室同弾正忠

同、日光山  
同、鶴か城とき彈正大蜀抱

同、せんほ城千保常陸守  
同、へひうかとき大蜀抱

同、富屋多賀谷老岐守  
同、しんち水野屋蕃隆齋

同、山川の城山川右衛門尉  
同、もう賀ノ城波賀十郎

同、岡本左馬頭居城  
同、岡本里見馬頭居城

同、宇津宮友綱  
同、かみの川上川左衛門督

同、西方ノ城西方駿河守  
同、川崎

同、下たての城水野屋伊勢守  
同、山川の城山川右衛門尉

同、岡本喜真崎大膳城当主也  
同、小田喜真崎石見守當時代也

同、さぬきの城加藤太郎左衛門  
同、かつみ竹田兵部抱

同、かみの川上川左衛門督  
同、西方ノ城西方駿河守

同、下たての城水野屋伊勢守  
同、山川の城山川右衛門尉

同、長南竹田兵部太輔居城  
同、池和田竹田兵部抱

同、とうかね坂井左衛門尉  
同、とけの城坂井伯耆居城

同、かみの川上川左衛門督  
同、一宮ノ城畠見甲斐守居城

同、下たての城水野屋伊勢守  
同、山川の城山川右衛門尉

同、こいとの城里見甲斐守居城  
常陸、龍かみね同兵衛助

同、かなや真崎淡路守抱  
同、つくろふミ

同、よしうの城同左近大夫抱  
同、くるりの城山本越前守

同、下たての城水野屋伊勢守  
同、山川の城山川右衛門尉

同、佐竹分城  
上地、小田喜真崎石見守當時代也  
上地、長南竹田兵部太輔居城  
上地、池和田竹田兵部抱  
上地、とけの城坂井伯耆居城  
常陸、龍かみね同兵衛助

同、さぬきの城加藤太郎左衛門  
同、かつみ竹田兵部抱  
同、とうかね坂井左衛門尉  
同、江戸崎士岐美作守

安房、岡本里見馬頭居城  
安房、岡本里見馬頭居城  
上地、かち山正木右衛門大夫  
上地、かつらの城正木左近大夫  
上地、一宮ノ城畠見甲斐守居城  
上地、こいとの城里見甲斐守居城

房州、かなや真崎淡路守抱  
上地、真崎淡路守抱  
上地、よしうの城同左近大夫抱  
上地、くるりの城山本越前守



|         |     |          |          |
|---------|-----|----------|----------|
| 一、かのまノ城 | 同   | 一、大山之城   | 一、野口ノ城   |
| 一、日光山   | 同   | 一、小田之城   | 以上五千キ    |
| 一、江戸崎城  | 同   | 一、藤沢之城   | 小田武晴     |
| 一、龍か瀬   | 同   | 一、きなまり城  | 一、十崎之城   |
| ひたち木原   | 下總  | 一、ゑびか嶋城  | 一、片野ノ城   |
| 一、さくら   | 同   | 一、まかへノ城  | 以上三千キ    |
| 一、白井城   | 同   | 一、柿中の城   | 千葉助      |
| 一、さくら   | 同   | 一、柿中の城   | 同兵衛助     |
| 一、こかね井城 | 同   | 一、結木晴友   | 土岐美作守    |
| 一、ふ川之城  | 同   | 一、結木の城   | 進藤       |
| 一、わう大ノ城 | 同   | 一、山川の城   | 同        |
| 一、かふらき城 | 同   | 一、宇津の宮友綱 | 坂野刑部大夫   |
| 一、矢はきの城 | 同   | 一、宇津の宮城  | 原大炊助     |
| とうかねの城  | 同   | 一、川崎ノ城   | 千葉助      |
| とけの城    | 同   | 一、増子ノ城   | 同        |
| 長南之城    | 同   | 一、千穂之城   | 三ヶ所      |
| 一、まん木ノ城 | 同   | 一、千穂之城   | 以上三千キ    |
| ひたち大田之城 | 同   | 一、からす山城  | 以上五百キ    |
| 佐竹義重    | 三ヶ所 | 一、岡本之城   | 一、かち山之城  |
| 土岐少弼    | 千キ  | 一、さぬき城   | 一、小さいとの城 |
| 石塚の城    | 一   | 一、かつらの城  | 一、おつ木の城  |
| 糠田城     | 一   | 一、おたきの城  | 以上三千キ    |

## 二〇 関秀長書状（浅野文書）

関秀長、浅野長吉に、豊臣秀吉から烏山城の接收を命じられ赴いて来た旨報じる。

以上、

先魁以飛札申上候處ニ、御使ニ何方へ哉らん被成御趣候与申、從御本陣飛脚罷還候条、重而申上候、那須烏山之城請取居申候へ与被仰出、俄ニ罷越有事候、爰元御用之儀御座候者、可被仰付候、從会津御帰陣、無御失念被召列候様ニ、御取合奉頼存候、恐惶謹言、

関勝左衛門尉

秀長（花押）

（天正十八年八月五日）

浅彈正様

人々御中

## 【読み下し文】

先魁飛札を以つて申し上げ候つる處に、御使に何方へやらん御越し成なされ候と申し、御本陣より飛脚罷り還り候つるの条、重ねて申し上げ候。

那須烏山の城請け取り居り申し候へと仰せ出され、俄かに罷り越し有る事に候。爰元御用の儀御座候わば、仰せ付けらるべく候。会津より御帰

陣。御失念なく召し烈せられ候様に、御取合わせ頼み奉り存じ候。恐惶

謹言。

## 二 佐竹義重書状（平沼伊兵衛氏所藏文書）

佐竹義重、興野氏に、烏山城が改易になつたことを同情し、永楽宅万疋の地で召し抱える旨報じる。

態令啓達候、依無指事、常不申通、疎略之至、非面談者更不可謝之、仍其

方事、義昭以来數度以書状雖招請、那須次郎依遺孫、不令首尾、無是非打過候所、不慮此度烏山没落之間、我等茂乍悲歎、日來之本望有此事、若彼許容者、於便宜之鄉村、永樂宅万疋之地可令合力候、勿論由緒存之上、小場等之母門葉可為同候、心底之趣、難尽筆紙不具、謹言、

（天正十八年八月十一日）

源義重（花押）

興野殿

御館

## 【読み下し文】

態令啓達せしめ候。指したる事なきに依り、常に申し通せず、疎略の至り、面談にあらずんば、更に之を謝すべからず。仍つて其方の事、義昭

以来數度書状を以つて招請すと雖も、那須次郎の遺孫に依り、首尾せず、是非なく打ち過ぎ候る所、不慮に此の度烏山没落するの間、我等も悲歎ながら、日來の本望此の事に有り。若許容せらるれば、便宜の郷村に於いて、永楽三五百疋の地合力せしむべく候。勿論由緒存する上は、小場等の門葉と同礼たるべく候。心底の趣、筆紙に尽しがたく、具にせず。謹言。

### 二二 佐竹義重書状写（「興野文書」）

佐竹義重、興野次郎太夫に、烏山城が改易になつたことを同情し、永楽三百貫の地で召し抱える旨報じる。

態合啓達候、依無指事、常不申通、疎略之至、非面談者更不可謝之、仍而其方事、義昭以来數度以書状雖招□、那須次郎依遣係、不令首尾、是非打過□、不慮此度烏山没落之間、我等義乍悲歎、日來之本望有此事、若被許容者、於便宜之郷村、永楽三百貫之地可合力、勿論由緒存之上、此方之□可為同礼候、心底之趣、難尽筆紙不具。謹言。

〔天正十八年〕  
八月十一日

進上 興野次郎太夫殿

源義重  
書判

豊臣秀吉時代の烏山城主成田氏の石高が十二万石と伝えられる。

### 二三 「武家雜草録」

太閤秀吉公御在世諸侯分限之略

（中略）

是より内府公御旗下之分也。

野州宇都宮

一、十八万石

蒲生飛驒守

野州結城、關原以後六十七万石

一、十万石

結城三河守

房州館山

一、九万二千石

里見安房守

態と啓達せしめ候。指たる事なきに依り、常に申し通せず、疎略の至り、

### 【読み下し文】

一、六万石

那須衆七人

面談にあらずんば、更に之を謝すべからず。仍つて其方の事、義昭以来數度書状を以つて招□すと雖も、那須次郎の遺孫に依り、首尾せず、是非なく打過ぎ□つる□、不慮に此の度烏山没落するの間、我等義悲歎ながら、日來の本望此の事に有り。若許容せらるれば、便宜の郷村に於いて、永楽三五百疋の地合力せしむべく候。勿論由緒存する上は、此の方の□同礼たるべく候。心底の趣、筆紙に尽しがたく、具にせず。謹言。

野州下妻

一、六万石

下野佐野

一、三万九千石

下野皆川

一、三万石

野州

一、二万五千石

野州鳥山

一、二万五千石

野州山川

一、二万石

野州山川

一、二万石

右ノ外、内府公御譜代大名ハ御年譜之卷ニ具ナリ、太閤秀吉公時代ノ

大名、多ハ関ヶ原ノ時断絶、其外御二・三代迄有之候大小名ノ家断絶

ハ、近代武家盛衰記三見ニ、

右諸侯分限ノ記ハ、山内伝右衛門藤原重長書副者也、

山川民部少輔

一、二万石

山川民部少輔

右ノ外、内府公御譜代大名ハ御年譜之卷ニ具ナリ、太閤秀吉公時代ノ

大名、多ハ関ヶ原ノ時断絶、其外御二・三代迄有之候大小名ノ家断絶

ハ、近代武家盛衰記三見ニ、

右諸侯分限ノ記ハ、山内伝右衛門藤原重長書副者也、

山川民部少輔

一、二万石

山川民部少輔

一、二万石

山川民部少輔

御立願之状

宮原八幡大菩薩

二四 那須賀晴願文（大田原市那須与一伝承館寄託「那須文書」）

那須賀晴、宮原八幡宮に願文を捧げ、鳥山城に戻れた際には、宮原八

幡宮の本殿を筑紫山に移し、新宿に鳥居を立てることなどを約束する。

多賀谷修理亮

一、鳥山江本意於有之者、御殿筑紫山江被為引、新宿江鳥井お立可申事、  
一、御神領之儀、幡田之替可申事、  
付、繩宜光明寺屋敷可被下也、

佐野修理太夫

一、樓門・廻廊立可申事、

慶長八年癸卯月廿八日

藤原資晴（花押）

皆川山城守

水谷左京太夫

成田左衛門佐

野州山川

宮原八幡大菩薩

御立願の状

一、鳥山へ本意之有るに於いては、御殿筑紫山へ引かせられ、新宿へ鳥

井を立て申すべき事。

一、御神領の儀、幡田の替え申すべき事。

付、繩宜光明寺屋敷下さるべき也。

一、樓門・廻廊立て申すべき事。

【補注】

本文書は、江戸時代の文書であるが、内容的に戦国時代的な面を含むことより、戦国時代・豊臣政権期編に入れた。

二五 下野国檀那之事」抜粹（神宮文庫所蔵）  
那須藤王丸の舍弟那須弥一、住地の鳥山城の西城に因み「西城殿」と

呼ばれる。

## 二 江戸時代以降

### 二六 大久保常春下知書（若林宏雄家文書）

大久保常春、用人たちに、鳥山城主を徳川將軍から命じられ、五千石を加増された旨報じる。

那須殿今ハ富久原ト云所ニ御候、  
那須之分 御城ノ名鳥山ト申候、  
文ハ鳥子、御奉行所書也、但藤王丸殿ト也、

一、藤王丸殿、那須殿御事也、

御土産 杉原式帖・油煙毫丁、

御初ハ式百文、近年之事也、

(中略)

能杉、鳥也、

一、西城殿 杉原二帖・油煙毫丁、初廿十疋、

(中略)

□□□弥一殿ト申候、なす殿舍弟也、

同 上様江 帯・くし

杉

### 【読み下し文】

今日存じ寄らず 御前に於いて御念比の上意を以つて鳥山の城主 仰せ付  
けられ、御増五千石拌領仕り、意外の有り難き仕合に存じ奉り候。奥  
方へも其方にも早々申し聞かすべく候。其方事、早々御老中仲間西丸方へ  
も廻り申すべく候。御側衆の内主殿殿・遠江殿・内匠殿など御城近所の分  
は、何覺今日廻り申すべく候。某は退出おぞく之有るべく候間、家老共・  
用人共相寄り、宜しく取り斗うべき旨申すべく候。

用人共  
十八日

(大久保常春書)  
佐渡

一、富岡河内守殿 帯・くし  
右ノ人西城殿そうしや也、

### 【補注】

本文書は、近世初期ない前期のものであるが、内容的に戦国時代的な面も含むことより、戦国時代・豊臣政権期編に入れた。

【補注】

本文書は、大久保常春が享保十年（一七二五）十月十八日に稻垣氏に代わって烏山城地を徳川將軍から押領した時の状況が窺い知れるものである。

三番立 三月十二日出立  
同 十五日烏山着

（中略）

烏山御城請取人數手配之覚

一、追手番所 物頭 深尾左源治

給人 黒田貞右衛門

足輕小頭老人 足輕手明老人

御幕 片長持入 下番老人 中間老人

御鉄炮 五挺 足輕五人

御弓 三張 同 三人

御長柄 五本 長柄之者五人

矢箱 壱荷 中間老人

玉箱 壱荷 同 壱人

三道具 壱組 棒 五本 灯燈台

二 松明 五本 早繩 三筋

右五色ハ御番所附渡り

一、神長口 紿人 武内藤兵衛

足輕小頭老人 足輕老人 下番老人

鐵炮 二挺 足輕二人

弓 一張 同 一人

長柄 三本 長柄之者三人

（中略）

壱番立 三月四日出立

同 七月烏山着

（中略）

二番立 三月九日立

同 十一日烏山着

幕 片 中間老人

右四色ハ御番所附渡り

三道具一組 棒三本 灯燈台二 松明五本 早繩三筋

一、車橋 給人 宮代茂兵衛

右五色ハ御番所附渡り

足軽一人 下番一人 鐵炮挺 足軽二人

一、滝田口 給人 加藤与右衛門

弓 一張 同一人

足軽小頭老人 足軽老人 下番老人

鐵炮 二挺 足軽二人

弓 一張 同一人

長柄 三本 長柄之者三人

幕 片 中間一人

三道具一組 棒三本 灯燈台二 松明五本 早繩三筋

一、桜門 足軽二人 下番一人  
二、井戸沢口 給人 大嶋忠左衛門

足軽一人 下番一人 鐵炮挺 足軽一人

弓 一張 足軽一人 三道具一組 棒二本

松明三本 早繩三筋

右五色ハ御番所附渡り

一、釜ヶ入口 給人 岡山伴助

足軽老人 下番老人 鐵炮二挺 足軽一人

一、十二曲口 足軽一人 下番一人

一、煙硝藏前 足軽一人 下番一人

鐵炮一挺足軽一人 弓一張足軽一人

三道具一組 棒三本 松明二本 早繩二筋

右四色ハ御番所附渡り

一、七曲口 給人 開口庄藏

足軽一人 下番一人 鐵炮二挺 足軽一人

一、御本丸前 足軽一人 下番一人

鐵炮二挺 足軽一人

三道具一組 棒三本 松明二本 早繩二筋

右四色ハ御番所附渡り御立願の状

一、北町口 足輕一人

一、会所門 足輕二人 下番一人  
棒一本 此方ヨリ出ス

一、御本丸御広間 物頭 平井源太夫

一、太鼓樓 大塚源兵衛 中間一人

一、三ノ丸御広間 番頭 山崎治部左衛門  
徒 川口安兵衛 徒 栗田甚介

一、下台所口 足輕一人

一、給人河合半太夫 同福井弥藤次

一、作事小屋 御城番徒 大原五太夫  
同心一人 中間一人

一、同所表御門 足輕一人 下番一人  
棒一本 此方ヨリ出ス

一、厩 御中小姓 沢代藏

一、同所裏 御門足輕一人 下番一人  
棒一本 此方ヨリ出ス

一、御厩小頭 七兵衛 御中間小頭忠左衛門

一、平野清左衛門

一、牢長屋脇門 足輕一人

一、堀越多官 御用人吉田勘四郎

一、高札建替 普請方大石安右衛門

一、寺社町奉行小嶋安太夫 郡奉行三上林右衛門

一、牢屋敷 足輕一人

一、大目付村野源五 医師津田立意

(下略)

御中小姓平野助・吉田治助・田中新助

御用部屋御家老附伊能助右衛門・越山番右衛門  
賄方岸九兵衛 料理人船曳作右衛門

勘定方書役原清次郎・池谷源六

坊主足立閑竹 下目付一人 偰中間三人

二八 野州烏山当御城主覚書（萩原正敏家文書）  
烏山城主の歴代が記されている。

【補注】この覚書には大久保氏が享保十一年三月に前藩主稻垣氏から烏山城を請け取った際に、当時あった城地の名称が記されており興味深い。

(表紙ウハ書)

「野州烏山」

当御城主覚附

寿龟山牛城号

一

野州烏山御城主覚写

那須与市宗隆十代刑部太夫資氏次男沢村五郎資重始沢村二住、後下境二移

リ、応永廿四歳寿龟山再城築住、今烏山ト言

那須越後守 資持

同 伊予守 資実

同 左衛門大夫 資房

同 壱岐守 政資

同 修理太夫 高資

同 修理太夫 資胤

那須修理太夫 資晴

此時乱世ニ而小田原北条氏政父子と合、大閻秀吉ニ無出仕、依之當

城被召上、此時大田原・黒羽・芦野・伊王野・千本・佐久山七騎持

高知行差出出仕、本領被下候頃ハ天正十八歳壬寅也、

尾張内府信雄卿烏山城受取

成田下總守 氏国

同 左衛門尉 氏長

同 左馬守 康基

同 新十郎 康高

領知被召上、勢州津城工御預々、成田氏元和八年迄三十三年也、

松下石見守 忠房

元和九年癸亥拜領、寛永二丙寅歲奥州三春工御替、

堀 美作守 親良

同 美作守 親昌

寛永三年移リ、寛文十弐子ノ歳信州飯田工御国替、四十六年御在

城、 板倉内膳正 重矩

板倉内膳正 重道

寛文十二子歳より居城、延宝丙歳二月廿五日被仰付、四月十一日武

州岩附御国替、御在城拾ヶ年、

那須遠江守 資祇

同 与市 資徳

永井伊賀守 直徳

延宝九年より貞享四卯歳十月十六日領知被召上、在城七年、

永井伊賀守 直徳

貞享四卯十一月廿五日より元禄十五午九月二日播州赤穂工御替、在

稻垣対馬守 重富

同 和泉守 重量

元禄十五年十一月廿五日より在城、享保十一年二月志州鳥羽<sup>ニ</sup>国

替、御在城廿五年、  
大久保佐渡守常春

享保十一年三月廿一日より御城<sup>(一)</sup>

享保十六亥九月九日御他界

（中略）

安永九庚子歳一月吉日写之、

主 萩原直方

【補注】

この古記録は、江戸時代後期安永九年（一七八〇）一月に萩原直方に  
よつて書写されたもので、鳥山城主としては大久保常春の代まで記され  
ている。なお、中略の部分には、鳥山城下の木戸から城下境までの距離  
や城下の地代、家数などが記されている。

始メ沢村ノ家ヲ繼ギ、故三沢村五郎ト云テ三百五十年迄応永廿一年兄越後  
守資之下不和ニシテ、既ニ合戦ニ及シニ、資重終ニ敗北シ、沢村之館ヲ捨テ下  
境ニ退ク、先祖須藤一郎資之居城福積ノ旧城ヲ再興シテ居館トス、是ヨリ福  
原ノ家ヲ上ノ庄ノ那須家ト云フ、下境ノ館ヲ下ノ庄ノ那須家ト云フ、那須氏  
両家ニ別ル、

那須越前守資持 資重之嫡子

上ノ庄ト和シテ、沢村ヲ改メ那須氏トナルナリ、

同伊予守資実 資持之嫡子

三百五十年間、応永年中鳥山三城ヲ築ク、移住ス、鳥山城ノ元祖ナリ、此  
頃筑紫山八幡宮ヲ宮原ニ移ス、古本ニ応永廿四年沢村五郎資重 鳥山ノ城  
ヲ基クトアルハ元惠ス 記ヨリ出タル説ニテ誤リ

三百四拾六年明応九庚<sup>(二)</sup>年天性寺守成今福泉坊ノ後口ノ  
同左衛門資房 資実之嫡子

三百九九年永正十一戊午年泉浜寺ヲ下境ヨリ移ス、今ノ中長屋ノ上ニ寺地アレリ、  
同十三年上ノ庄共ニ兼帶シテ八万石ヲ領ス、

同老岐守政資 資房ノ嫡子

同修理大夫高資 政資ノ嫡子

二百八拾六年、天文十七年申、宝光院建、

同修理大夫資胤 政資ノ嫡子

二九 烏山由緒書抜（那須烏山市所蔵「大鍾家文書」）

鳥山城主の歴代が記されている。

二百六十四年、永禄三庚申年牛頭天王ヲ大桶村ヨリ烏山ニ移ス、同六年  
通スト云フハ誤ナリ

永禄四酉年慈願寺建、善西ノ開基天和二年ノ書抜ニアレリ

享保十二未年ノ書出ニヘ貞応二未年那須肥前守資持

入道信願坊ト開基アルハ疑ヒ

二百五十九年、同八巳年延命院建、天正二戌年成性院建、夷子ノ宮建ツ、

天正八辰年光福院建、同十午年大樂院建、

同修理大夫資晴

資美ノ嫡子

二百四拾八年、天正十三酉年十二月八日瀧村大平寺ニ於テ、千本父子共三殿

サル、同十七年妙光寺建、此頃正宝院ト云フ、

同十八寅年秀吉公小田原征伐ノ時、資晴御陣所ニ参向セラレサル、故小田

原落城ノ後、烏山ノ城ヲ被召放、佐良士三退ク、明応年中資実烏山ノ城創業

アリテヨリ、資晴迄テ六代、年數八拾余年ニテ那須氏中絶ス、秀吉卿識田信

雄卿ニ烏山ノ城ヲ預ケシム、

古本ニ織田内府信雄卿ヲ烏山ノ城主ニ加シハ墨、尾張

ノ大輔ト書モ誤リ、大輔ニアラズ、内府ナリ、信雄卿此

時尾張国清須ノ城主ニシテ内大臣ナリ、故ニ尾張内府

ト称ス、

成田下總守氏長  
一二万石

下總守氏泰ノ嫡子ナリ、始メ左馬之介ト云、古本ニ左衛門尉ト書シハ誤ナリ、

始メハ武州忍ノ城主、天正十九卯年一百三十三年秀吉公ノ命ニ仍テ烏  
山ノ城ニ移ル古本ニハ天正十八寅年成田下總守氏國烏山ニ  
移ルトアルハ達ヒナリ、委鋪ハ闇八州古戰錄井ニ藩幹譜ニアリ、

天正十九卯年金剛寿院ヲ福原ニ移ス、跡ニ一乘院建、  
同年三學院建ニ承蒙天正十七八年ノ開基モ疑シ同年能泉寺建、今

ノ下長家寺地ナリ、

同新十郎康高 氏長ノ嫡子

二百三拾八年、文禄二午年善念寺建、同四未年大宝院建、

同左馬介康基 氏長ノ嫡子

二百二十五年、慶長四亥年藥師寺開基トハ墨シ堂大同二年ノ

同左馬介康基 氏長ノ次男アリ

二百七年、元和元年大坂出陣ノ時、左馬介手勢三首六十八討取、同八年成

福院建、成田氏ハ、元和八戌年十一月左馬介康基ノ死後、弟内記康直ト新

十郎康高ノ子成長ト叔父・甥家督ヲ争ヒ、家内ニツニ別レ騒動ナシ、家名滅

亡ス、

松下石見守重綱ハ誤リト書

一万石

松下喜兵衛ノ子ナリ

松下喜兵衛ノ子ナリ

百九拾九年、元和九亥年烏山ニ移ル成後トニ下總國小弓ヨリ、

烏山ニ住シテ寛永四卯年奥州二本松ニ移ル、

古本ニハ寛永三寅年奥三春工越ストアルハ誤リ、三春

エハ重綱ノ子長綱ノ代寛永五年二本松工移リシナ

リ、委クハ蕃幹諸ニアリ、

堀美作守親良

二万石

堀久太郎秀政ノ次男ナリ、慶長十一年真岡ニテ一万二千石賜リ、後美濃国ニ  
移ル寛永三寅年ニ移ルハ誤リ、

同美作守親昌

親良嫡子

百六十年、万治一寅年烏山ノ城三ノ丸ヲ築ク、寛文元丑年滝田村東江寺建、  
堀氏菩提所也、

同十二年子、堀氏信州飯田ニ移ル、此年東江寺モ飯田ニ移ス、此時東江寺ノ  
山門ヲ滝ノ觀世仁王門ト成ス、外門ハ善念寺ノ裏門トナス、華鯨ハ一乘院  
ニ寄附ス、善念寺ノ門ハ寛政十年ニ施出ス、堀氏二代ニテ四十六年  
烏山ニ住ス、大簡一二挺ニ一ノ木ニ残シ置ク、

板倉内膳正重矩

知行高未詳

寛永十五戊寅年正月肥前島原ニテ討死セシ内膳正重昌ノ嫡子ナリ、

寛文十二壬子年參州ヨリ移ル、參州ニテハ四万石ヲ領ス、

古本ニ重義トアルハ誤リ、重義ハ重矩ノ嫡男ニシテ伯  
父守義良ト云フテ備中國庭瀬ノ板倉ノ元祖ナリ、

同石見守重道重種トモ云フ重矩ノ次男

後内膳ノ正ト改名ス、

古本ニ重通ト書セシハ誤、天性寺ニ奉納ノ香爐ニ重道  
トアリ、

同 与一資徳

天和元年熊田村ノ内宿・山ノ根両組御

料ニナル、

実ハ津軽越中守信政ノ次男ナリ、那須家ノ養子トナル、貞享四卯年八月十七  
歳ニテ家督、然ルニ養父遠江守ノ妻腹ノ子ニ福原図書資豐ト云者有、那須  
ノ家ヲ維ガニ事ヲ無念ニ思ヒ、母諸共東都ニ出テ伯父平野丹波守ト相談シ那須

百六拾一年、延宝二卯年烏山ノ家中ヲ広ム、此年泉溪寺・天性寺・能泉寺  
等ヲ今ノ地ニ移ス、此時ヨリ旧地ノ形ヲ委鋪改之、追手口・神長口・滝田口  
三ヶ所ニ門ヲ建ツ、今ノ藩中ト成ル、又町並ヨ直シ木戸・舛方等ヲ作ル、

同八申年内膳正重道老中ヲ勤メ、同九酉年改元、天和元年トナル、此年内  
膳正重道役御免ニナル、信州坂元工越、板倉氏一代ニシテ十ヶ年烏山ニ住ス、

赤坂町宮下某カ記シタル天王祭礼記ニ信州坂本ニ越トアルハ誤、坂本ニ非ス、  
坂木ナリ、古本ニ板倉内膳正重道天和元年武州岩附ニ越ストハ疑ヒナリ、岩  
槻城ニハ延宝申年ヨリ天和一戌年マテニケ年ハ戸田山城守忠昌居城シテ今  
ハ大岡氏ナリ、岩槻城ニハ板倉公・住シタル事不見、板倉氏ハ信州坂木エ越テ、

三万石ヲ領シ、重道ノ男甲斐守重寛ノ代元禄十三年福島ニ移ル、  
那須遠江守資祇 資祇書ハ誤リ 二万石

増山彌正忠正利ノ舍弟ナリ、始メハ権之助ト云フ、那須美濃守資重ノ養子ト

ナル、遠江守資祇ト改ム、天和元酉年福原ヨリ烏山ニ移ル、但シ福原ニテハ  
一万三千石ヲ領ス、此年加増シテ二万石トナル、天正十八寅年ヨリ九十二年  
ニテ那須氏烏山ニ還住ス、

ノ実子ハ某ナリト、然ニ実子ヲ捨テ他ノ家ヨリ養子ニナシタル次男ヲ言上ス、

仍テ國書ハ丹波守ニ御預ケ、与一ハ実父越中守ニ御預ケ、烏山城被召上、城

地引渡シ御上使トシテ土岐伊予守一本陣院ナリ、御目付柴田三左エ門・

中根半十郎・御代官南條金左門門、其他役人數十人、城請取ハ宇都宮ノ城

主奥平美作守向田村松山重義氏請取、十一月六日ナリ、此時那須家ノ

武器ハ烏山ノ城付ニナル、今ニ烏山ニ有鉄鉢ハ丸一文字ノ紋付タルハ、那須氏

ヨリノ残品ナリ、那須氏二代ニテ七年烏山ニ住ス、其后チ元禄十四年被召出、

福原ニテ千石賜、定府ニナル、

永井伊賀守尚敏  
三万石

貞享四卯年烏山二移ル（御方未詳）（或說二和州云多

元禄元年領分中三蔽役・夫役等金ニテ納ムルコトニナル、

同十年熊田村ノ宿・山根両組烏山領ニ戻ル、此時ヨリ新ノ字ヲ加ヒ、新熊田

村ト云フテ今ニ別村ナリ、

同十五年午十一月播州赤穂三越ス、此年烏山無城主故、物成ハ御料方ニ綱ニ

ナル、公儀御代官比企長左エ門ヨリ免状渡リシナク、永井氏一代ニテ十六年

烏山ニ住ス、

稻垣対馬守重富  
三万石

始メハ參州刈谷城ニ住シ、元禄十五年ニ上總国大田喜三移ル高富ト書ハ

黙ナリ、

同十六未年烏山ニ移ル、

同信濃守昭賢保富ト書ハ語リナリ、後振津守

烏山愛宕社宇ニ掛タル絵馬二、正徳五年稲垣氏重相ト有ハ、此標津守ノ名

乗ナルヤ、余人ナルカ、然シカラス、始メ重相ト云フ、後ニ昭賢トナル、享保十

一年志摩ノ鳥羽エ越ス、伊勢ノ鳥羽ハ誤ナリ、

稲垣氏二代ニテ廿四年烏山ニ住ス、

大久保佐渡守常春 始メ山城守

九年、享保十一丙午年三月廿一日烏山城ヲ拝領ス、始メハ江州三雲ニテ

一万千石、丹波三ニ三千石、都合一万五千石ナリ、享保十一年ニ烏山城ヲ

賜リ、五千石加増シテ、野州ニテ二万石ヲ領シ、此頃君年寄ヲ勤ム、同十二未

年九月十三日城地一見トシテ入部ス、同月十七日日光ニ越ス、同十三年甲四

月有德院殿吉宗公日光御社参之時供奉、同年五月相州厚木ニテ二万石加增

ス、三万石トナル 同年九月八日卒ス、

同山城守忠胤 始メ伊豆守

享保十三申年家督、宝曆九年隠居、安永八年七月廿八日卒ス、

同佐渡守忠鄉 忠胤ノ嫡子

宝曆九年家督、同十一年年初入部、

同山城守忠喜 忠胤次男

明和六年兄忠郷早世ニ仍テ弟藤九郎家督、安永四年年初入部、文化二丑年

深川ニ隠居ス、文化九年八月十日卒ス、

同佐渡守忠成 実ハ肥前島原之城主松平主殿頃忠想ノ二子

文化三年家督、同三年年初入部、

同近江守忠保 幼名市十郎

文化九年任官、室肥前唐津ノ城主水野和泉守忠光ノ娘

烏山城創築之話

延宝年中板倉内膳正重道侯諸学士二命シテ烏山八景ヲ詩作セシメテ泉溪寺ニ

藏ム、其跋ニ、烏山城ハ在下毛国那須郡、資隆ノ裔孫資実与其子資房築此城、

以世々住于此、

元禄六年夏、酉年一月永井伊賀守直敬侯ヨリ恩田村御盡宮ニ寄附有シ銅香爐ノ

銘ノ前文ニ、今ノ烏山ノ城ハ、元在東河下境邑、沢村五郎資重右衛門説何連力  
實ナリヤ決シ難シ、按スルニ水井侯ハ那須記ノ説ニ仍テ沢村資重烏山ニ城ヲ移  
スト書スルハ、信シカタシ、那須記ハ只タ其家名ノ悪チ遷ケ、善ラ顕ハセシ者ナ  
リ、類多シ、亦タ甚敷ニ至リテハ妄説充分ナリ、年代ニ相違シ、種々ニ心ヲ委  
ネテ以テ取調タレド、是又不明良ノ義モアリト雖モ、大略ヲ記シテ、世々ニ俱  
備ス、但シ善念寺境内ニ安置アラル、正觀音那須与一ノ守リ本尊ナリ、此由  
緒ハ当山ニ有リ、

三〇 那須系図及び烏山城主代々（那須烏山市蔵「中村家文書」）  
鳥山城主の歴代が記されている。

（表紙ウハ書）  
『那須系図』

『杉並平野藏』

鎌足内大臣ヨリ十四代

須藤守貞信卿始テ那須ヲ領ス、貞信ヨリ五代須藤次郎資房始テ在国、那  
須武者所、上那須高館・福原住、資房一子無キニヨリテ弟宗資繼家、其子  
資隆子与一宗隆、形部太輔資氏子資之ヨリ資永迄六代、是上那須代々、  
断絶、資氏二男沢村五郎資重、応永廿二年未八年八月、下ノ庄興野実任  
館エ落給、上杉乱ヨリ兄資之ト不和ニシテ烏山エ移バ、応永廿四丁酉年烏  
山ノ城築ク、

烏山城主代々

一、沢村五郎資重

二、越後守資村

三、伊予守資実

四、右衛門太輔資房

五、壱岐守政資

六、高資

### 【補注】

この古記録は、記載内容から考慮すると、江戸時代後期文化九年（一

八一二）以後の江戸時代に書かれたものと思われる。

七、修理太輔資胤

八、修理太夫資晴

此時小田原氏政ト一身、秀吉公ヨリ烏山城召ラル、天正十八壬寅也、此時ニ資晴ハ同国佐良土工流ル、幕下大田原・芦野・伊王野・黒羽・福原・千本六人ノ者、秀吉ヨリ分地拝領、烏山ト七騎也、資晴一子左京太夫資景一子美濃守資重一子無クシテ、養子遠江守資祇烏山エ移ル、三代福原住ス、烏山之城主八代目那須資晴公、佐良土ニ住ス、法名休山、御子左京太夫資景御子美濃守資重御養子那須遠江守資祇、関白秀吉公奥州御出馬之時、那須太郎資景五歳ニテ、太田原ニテ御自見、此時福原五千石拝領、京都工御帰之資晴、伏見之御城御預ケ有之、分地五千石拝領、都合一万石、此時之供人ハ大田原河内・角田内匠・高瀬大藏・森田織部是四人也、皆十石ツ、分地ニテ、都合一万四千石、家老衆大久保左衛門・池沢左近・町井源左衛門、資景之御子資重、式代資重御死去ノ時九千石上り地、残地五千石御隠居資景領ス、御病氣二付、遠江守養子トス、此以後七千石御加増、都合一万武千石也、

尾張内府

天正十八年烏山城請取住ス

織田信雄

九、成田下總守氏国  
十、同 左衛門氏長  
十一、同 新重郎康高

十二、同 左馬頭基

以上四代三十三年住、元和八壬戌年元和八壬

戌年烏山地召上ラル、

下總國張ヨリ国替ニテ移ル、三年住ス、元和

九年亥年拝領、寛永二丙寅年三春江国替、

寛永三丙寅年拝領、

十三、松下石見守忠房

十四、堀 美作守親良

十五、同 美作守親昌

十六、板倉内膳正重義

十七、同 内膳正重重

十八、那須遠江守資祇

十九、同 与市資徳

二十、同 板倉内膳正重義

廿一、永井伊賀守直敬

廿二、同 横津守重富

廿三、大久保佐渡守常春

廿四、同 横津守重富

廿五、同 横津守重富

廿六、同 横津守重富

廿七、同 横津守重富

廿八、同 横津守重富

廿九、同 横津守重富

三十、同 横津守重富

三十一年同 横津守重富

三十二、同 横津守重富

三十三、同 横津守重富

三十四、同 横津守重富

三十五、同 横津守重富

三十六、同 横津守重富

三十七、同 横津守重富

三十八、同 横津守重富

三十九、同 横津守重富

四十、同 横津守重富

四十一、同 横津守重富

同 佐渡守忠高

同 山城守忠喜

同 佐渡守忠成

佐渡守忠保

【補注】

この古記録は、幕末期嘉永元年（一八四八）十月八日に死去した大久保忠保までが記され、次の代の大久保忠美の名が記載されていないことを考慮すると、幕末期以降に成立したものと思われる。

### 三 參考史料

（1）那須資重 烏山の高山に城を築いたという。

資重帝釈山觀音立願事付烏山城築事（卷之五 所收）

去程ニ沢村五郎資重ハ、其日の合戦ニ味方左已後共、見名されども、光秀

討死しけれハ、先興野か館に為入給ひて強く御用心ましけるか、同都下境

中川の辺社究竟の所逆城ニ為築、此ニ籠城被成ける。或時資重ハ森田・

高瀬・本庄・興野等の諸将ヲ被召て宣イけるハ、我兄の命を背申事不本意、

仏神ニモ祈り御免を蒙らん事を思也、其付ニ武茂帝釈山の觀音ハ御利生

御座有由兼而聞伝、連座の人々承り、思召段御尤、天然当然所也、神明仏

陀も御のふじゆましまさん事必定ニ存候、然ハ御參詣ましませとて、資重

の御供して帝釈山に詣てける、（中略）然に応永二十三年鎌倉持氏御居城を

為開給へハ國々乱て不静、依之資重境の城にましまさん事ふくなりと思

召、本庄三河守時氏・興野弥左衛門兩人を呼て宣ひける、國々乱て諸士あ

んとかたし、此平城に居之用心悪鋪思なり、烏山の高山能見て、山高

里、いにしへ桜井郷に式巣乃道に心よせし人有、名も桜井にすみなからい

かて朽し果んやと都江上り、花下の執筆を望侍る。（下略）

【補注】

この古記録は、幕末期以降の成立と思われる。

馬不得登事ヲ、乍去人夫を寄て為堀切よとそ宣ひける、兩人承て、兼而某等も左様ニ存候処ニ今此仰承を承候、喜入存候とて御前を罷立て、人夫を寄て城を為築せける、比ハ応永二十四年一月上旬より始テ同廿五年正月十七日に御ワたましセさせ給ふそ目出度けれ、（下略）

（2）下那須賀房、烏山に居城したという。

塙谷孝綱郎從等起請事（卷之六所収）

人皇百五代後柏原天皇御宇比、那須上下左大將兩人にて御座有ける、上那須ノ大將越後守資之に四代孫播磨守資親と号ス、福原に居城ス、男女四人

ましくける、嫡女ハ宇都宮大將成綱の奥、壻人ハ沢村三郎の室とならせ

給フ、次ハ白河義水の子息を婿に取当家を繼ス、末子ハ男子にて當暦己春生給フ、資久と号し、大閑預り堅田の城に居住ス、下那須ハ資重より四代孫右衛門大輔資房と申ける、烏山に居城ス、（下略）

（3）那須資晴、烏山城を退き、上庄の佐良土に城を築き移つていつたという。

資晴烏山開退事附館野使者行事（卷之十四所収）

（前略）那須家中黒羽大閑左衛門尉・大田原備前守・福原雅楽頭・蘆野亦左衛門・伊王野又次郎・千本大和守・森田等の人々ハ資晴の御前に參シテ申上けるハ、秀吉公日本國の多勢を以資給ふ間、氏政一定打負給へん、然ハ御

大事とこそ存候、いそき小田原に御出有て御礼申させ給へと強面申上れハ、立腹無限て為登給ハん氣色もなし、七騎の人々ハ無力御前を罷立内談申するハ、資晴の御いきとおりにまかせ候ハ、必那須中ハむそくに成候へし、我々等は罷登て御礼仕らんと申けれハ、何も此儀に同心し、小田原に参シテ御札申されハ、秀吉公御喜有て、本領無違の由被仰出ける、七騎の人々喜ひいさみ那須に帰りける、（中略）資晴御聴聞有て難有御威勢かな、行末の事ハ神意一心に祈念可仕、（下略）於帰城ハ健立ハ不及申、一所ハ寄附奉へしと被仰含、上庄に為移給いて、佐良土を為居城、御普請被成レ、資景より五百石請させ給いておわします、（下略）

【補注】

〔那須記〕は、江戸時代前期延宝四年（一六七六）三月に「那須郡小口村（現那珂川町）」の名主大金重貞が、当該期の那須地域の伝承を基に著した那須氏を中心とした軍記物である。ここでは、便宜烏山城の築城に關する記事と那須資房の烏山城在城記事と那須資晴の烏山城退城の記事を収めた。

なお、「那須記」は『栃木県史』史料編・中世五（栃木県、一九七六年）に全文翻刻収録されているので参照されたい。

### 三三 「那須拾遺記」

那須資晴、豊臣秀吉により烏山城を取り上げられ、佐良土に立ち退いたという。

秀吉公北条攻付八ヶ国諸大名開退の事（卷之四）所収

〔前略〕其後秀吉公ハ小田原を悉く攻落し給ひて、又關左八ヶ国の諸士の幕下に来らる者の罪を糺し給ふ折衝、那須修理の太夫資晴旗下へ参らさる事を、御立腹ましくて、烏山を御取上給ひて、織田信長公の御孫正三位の中将信忠の御子尾張の中納言秀信卿へ給りけれハ、那須資晴城地相違なく明ヶ渡し佐良土村へ立退給ひけり、（下略）

### 【補注】

「那須拾遺記」は、江戸時代中期享保十八年（一七三三）に那須郡湯津上村（現大田原市）の木曾武元が、「那須記」の記載に漏れた那須地域の伝承・名所・旧跡などを著したものである。

なお、「那須拾遺記」は、針生宗伯氏が「維志集」とともに全文翻刻し、『那須拾遺記 附維志集』の題で私家版として一九七〇年に刊行している。参照されたい。

### 実の項。

伊予守、烏山城ノ元祖。始ハ下境ニ住ス。明応年中烏山城ヲ築キテ移住ス。

此頃ヨリ下境稲積城廢ス。那須記ニハ、応永二十四年、沢村五郎資重烏山城ヲ築クトアリ。此說疑ハシ。延宝年中、板倉石見守重道侯ノ時、泉溪寺二納メシ烏山人景ノ詩集ノ跋ニハ、資隆ノ裔孫資実、其子資房ト此城ヲ築キテ住ストアリ。元禄六癸酉年三月、永井伊賀守直敬侯ノ寄附シ給ヒシ恩田村ノ御盡ノ宮ノ香炉ノ銘ニハ、今ノ烏山城ハ元川東下境村ニアリ。後沢村資重、移城烏山ト有リ。右兩説何レガ是ナルカ未詳、按ズルニ永井侯ハ那須記ヲ取り、沢村資重烏山城ヲ築クトシ給ヒシナラン。此系國ニハ板倉侯ヨリナマリシ詩集ノ跋ヲ以テス。

### （2）那須資晴、豊臣秀吉の小田原城攻略により烏山城を棄て佐良土に退いたという（資晴）の項。

天正十八寅年、豊臣秀吉公小田原征伐ノ為メ、大軍ヲ引率シ既に豆州三島二陣ス。時二大関安頼、資晴ヲ勅メ三島ニ至ラシム。資晴不応、故二大関、芦野、大田原、福原、伊王野、千本等、密謀シテ三島ニ至リテ、秀吉公三拜謁ス。秀吉公喜ンデ本領安堵之朱印ヲ賜フ。此ノ時ヨリ各直參ト成ル。然ルニ同年七月三至リ、北条氏政、戦尽キ切腹シ、小田原既ニ落城ス。因テ資晴モ烏山ヲ棄テ、佐良土ニ退ク。太閤織田信雄ニ下知シテ、令烏山城預、後又成田下總守氏長ニ賜フ。太閤秀吉公、奥州平治ノ時、下野大田

### 三四 「那須系図説」

（1）那須資実、明応年中に烏山城を築き下境より移住したという（資

原城ニ旅宿ス。此時モ資晴称病不出。其後資晴先非ヲ悔イテ至伏見、石田、  
増山等ニ就テ、漸々ニシテ秀吉公ニ遂拝謁。佐良土ニテ五千石ヲ賜フ。慶  
長十四年十二月七日、五十七歳ニテ卒ス。法名不携院殿休山慶羅大禪門。

【補注】

「那須系図説」は、滝田永世氏所蔵。昭和二十三年（一九四八）発行  
の蓮美彌『那須郡誌』に全文翻刻掲載されている。この系図の末尾には  
那須賓隣の細注があり、「宝永六丑年之武鑑ニ、紋一菊、屋敷ハ元誓願寺  
前」と記されていることより、本系図は江戸時代中期以降に成立したと  
思われる。

三五 恩田御靈神社藏銅製香炉銘文（大田原市恩田）

鳥山城が下境邑から沢村資重により移されたと記されている。

野州恩田社前香炉銘

那須与一、諱宗隆、姓藤、父資隆、其元出自田原藤太秀郷、（中略）今鳥山  
城在河東下境邑、後沢村資重移城鳥山云、（後略）

【補注】

この銘文は、江戸時代中期元禄六年（一六九三）二月十八日に、時の

鳥山城主永井直敏が那須宗隆の靈を祭る恩田御靈神社に寄進した香炉に  
ある銘文である。